

## 釜石市告示第 11 号

釜石市物品の製造の請負又は物品の買入に係る競争入札参加者の資格審査申請の受付に関する告示

釜石市物品の製造の請負又は物品の買入に係る競争入札参加者の資格及び指名に関する要綱第2条、第3条及び第4条の規定に基づき、令和7年度の物品購入等競争入札参加資格審査申請を次のとおり受け付けることとしたので、公示する。

令和7年1月14日

釜石市長 小野 共

釜石市が発注する物品購入等に係る指名競争入札参加資格を取得したい方は、次により電子申請フォームより申請してください。

なお、入札を行わないような小額の発注についても、原則として入札参加資格登録者に発注しますので、物品について釜石市と取引を希望する業者の方は必ず申請してください。

### 1 資格要件

- (1) 営業に関し法令上許可、登録等を必要とする業種にあつてはこれを受けていること。
- (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 市税と消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- (4) 釜石市暴力団排除条例（平成27年釜石市条例第37号）に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。

### 2 申請書の受付期間

令和7年2月3日（月）から令和7年2月28日（金）まで

### 3 申請書類の受付について

原則、電子申請のみの受付となります。釜石市ホームページから電子申請により手続きを行ってください。ただし、事務所等にインターネット環境がない等で電子申請が難しい場合は下記問い合わせ先までご相談ください。※事前の相談が無く提出された紙媒体の申請書は受付しませんのでご留意下さい。

連絡先

釜石市総務企画部財政課契約係

TEL 0193-27-8416

#### 4 添付書類

##### (1) 納品経歴書（様式第2号）

- ・過去2年間程度の50万円以上の主な納入実績を記載してください。（官公庁以外も含む）
  - ・50万円以上の納入実績が無い場合でも、50万円未満の主な納入実績を記載して下さい。
  - ・記載項目が概ね同じであれば、他の様式を使用してもかまいません。
- ※役務等で登録希望の場合は、委託実績を記載してください。

##### (2) 商業登記簿謄本（全部事項証明書）又は身分証明書

- ・申請時より前3か月以内に発行されたものを添付してください。

###### ①法人の場合

法務局が発行したもの

###### ②個人の場合

本籍地の市区町村が発行したもの

##### (3) 納税証明書

- ・申請時より前3か月以内に発行されたものを添付してください。

###### ①市内業者

ア 市税の納税証明書：申請日の時点までに納期が到来する市税を完納したものについて添付してください。（釜石市役所税務課で交付します。）

※納付情報を確認するまで2週間程度かかる場合があります。納付後すぐに納税証明書が必要な場合は、市役所窓口で納付するか、領収証書を持参の上、手続きください。

イ 税務署が発行する納税証明書

###### (a) 法人の場合

納税証明書（その3の3）

###### (b) 個人の場合

納税証明書（その3の2）

###### ②市外業者

ア 税務署が発行する納税証明書

###### (a) 法人の場合

納税証明書（その3の3）

###### (b) 個人の場合

納税証明書（その3の2）

##### (4) 委任状

- ・営業所長等に契約に関する権限を委任する場合に添付してください。

##### (5) 営業に関し法令上許可、登録等を必要とする業種にあってはこれを受けていることを証明する書面

##### (6) 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書

## 5 添付方法

- (1) 「4 添付書類」のうち、(1) から (6) までの書類については、PDFデータを添付してください。その際、全ての書類をひとまとめのPDFにするのではなく、1種類ずつPDFにしてください。このうち、(4) と (6) については、押印箇所がありますので、押印後のPDFデータ(カラー)を添付してください。
- (2) 全ての添付書類について、ファイル名の前に業者名を入れたうえで、申請フォームの所定の箇所に添付してください。

(例) 【株〇〇〇】納税証明書

## 6 申請書記載事項変更届

申請後に、次の事項が変更になった場合は、物品購入等競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届を提出してください。

- (1) 住所地、電話番号又はファクシミリ番号
- (2) 商号又は名称、代表者職氏名及び受任者職氏名  
当初の申請時に委任しており、引き続き委任する場合は委任状を併せて提出してください。  
商号又は名称、代表者職氏名の場合は登記事項証明書を併せて提出してください。

## 7 資格の有効期間

- (1) 資格の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとなります。

## 8 その他

- (1) 様式・申請要領等は釜石市のホームページからダウンロードできます。
- (2) 登録申請は、現在登録のない業者が対象です。
- (3) 現在登録済の市内業者は、市税の納税証明書を提出してください。  
・電子メールによる提出とします。納税証明書をPDFデータにしたうえで、ファイル名の前に業者名を入れて提出してください。ただし、パソコン環境が無い場合に限り、持参による提出でも可とします。

(例) 【株〇〇〇】納税証明書

- ・提出先メールアドレス

**keiyaku@city.kamaishi.iwate.jp**

- (4) 不明な点については、財政課契約係へ問い合わせしてください。